

第1回 医療構造改革に係る都道府県会議

資料

平成18年11月6日（月）

厚生労働省健康局

<目 次>

- 1 地域・職域連携推進協議会の設置・運営状況について・・・ 1
- 2 老人保健事業の基本健康診査の委託先報告要領(案)について・・・ 9
- 3 がん対策基本法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 都道府県におけるがん対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 がん対策の推進に関する意見交換会の開催及び
がん対策の推進に関するご意見の募集について・・・・・・・・ 17

地域・職域連携推進協議会の 設置・運営状況について

厚生労働省 健康局 総務課保健指導室

地域・職域連携推進協議会の目的

- 地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するために地方公共団体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報提供を行い、保健事業に関する共通理解の下、それぞれが有する保健医療資源を相互に活用、又は保健事業の実施により連携体制を構築する。
- また、都道府県健康増進計画の改定に際し、役割分担・連携促進について協議するために、設置及び運営を行う。
- 各実施主体ごとの計画案を踏まえた目標等の決定、役割分担、連携方策を議論する。

地域・職域連携推進協議会における協議事項

- ① 都道府県健康増進計画や各関係者ごとの事業実施計画に位置づける目標値の設定
- ② 各関係者が行う健診・保健指導全体の推進方策・人材確保 等

例)保健師、管理栄養士等のマンパワーの育成方策、
健診・保健指導のアウトソーシング先となる民間事業者の育成方策 等

- ③ 各関係者が行う、普及啓発事業の連携促進等の推進方策 等

例)生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、壮年期だけでなく母子保健、学校保健、介護予防とも連携した普及啓発事業の推進方策 等